

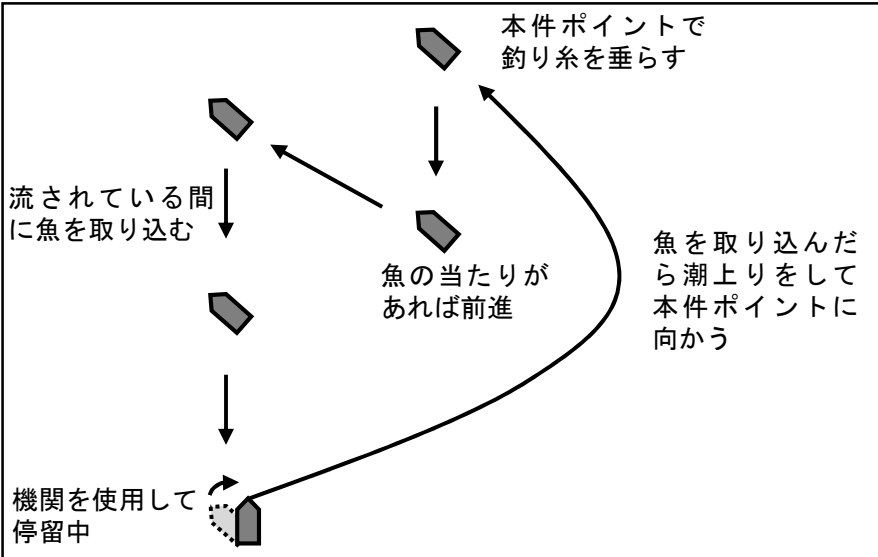


船舶事故調査報告書

令和4年2月2日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年7月29日 09時50分ごろ
発生場所	鳴門海峡（大鳴門橋北方沖） 孫崎灯台から真方位094° 620m付近 （概位 北緯34° 14.3′ 東経134° 39.0′）
事故の概要	漁船 ^{かいせい} 海生丸は、停留中、また、漁船 ^{えびす} 蛭子丸は南流の潮流に流されながら漂泊して南進中、両船が衝突した。 蛭子丸は、船長が負傷し、左舷船尾部ブルワーク脱落等を生じ、また、海生丸は、船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和2年7月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 海生丸、1.9トン T O 3 - 2 1 1 2 1（漁船登録番号）、個人所有 9.74m (Lr) × 2.12m × 0.74m、FRP ディーゼル機関、254kW（動力漁船登録票による）、平成11年7月24日 B 漁船 蛭子丸、1.5トン T O 3 - 2 0 5 8 3（漁船登録番号）、個人所有 8.47m (Lr) × 1.94m × 0.71m、FRP ディーゼル機関、214kW（動力漁船登録票による）、平成9年6月16日
乗組員等に関する情報	A 船長A 58歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年8月16日 免許証交付日 平成31年1月30日 （令和6年8月15日まで有効） B 船長B 87歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月22日 免許証交付日 平成31年1月30日 （令和6年9月4日まで有効）

死傷者等	A なし B 重傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船尾部ブルワーク及び左舷灯脱落、オーニング支柱に折損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1～2m、潮汐 高潮時、潮流 南流約1.5ノット(kn)
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、手釣りによる一本釣り漁を行う目的で、令和2年7月29日06時00分ごろ徳島県鳴門市亀浦漁港を出港し、鳴門市孫埼北方沖などの漁場で操業後、08時30分ごろ大鳴門橋北方沖の漁場に到着した。</p> <p>船長Aは、約15～20隻の漁船が、約10～15mの間隔で操業している中、釣り糸を垂らすポイント（以下「本件ポイント」という。）において、船首を北西方に向けて機関を中立運転とし、後部甲板右舷側の1段低くなった操船場所で、甲板の縁に設置した板に船首方を向いて腰を掛け、左手で遠隔操縦リモコン、スロットルレバー及びクラッチレバーの操作を行い、右手で右舷方の海中に垂らした釣り糸をつかんだ状態で、他の漁船と約10mの間隔をとり、南流の潮流に流されながら一本釣りを開始し、南方に流されては潮上りをして一本釣りを行うことを繰り返していた。（写真1、写真2及び図1参照）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="544 1160 1051 1397">  <p>写真1 A船</p> </div> <div data-bbox="1059 1128 1426 1402">  <p>写真2 A船の後部甲板</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>図1 A船の一本釣り漁の状況</p> </div>

船長Aは、A船の船首を北西方に向け、機関を中立運転とし、南流の潮流に流されながら釣り中、釣り糸に魚の当たりがあったので、機関を前進に入れて約30m北西進後、船首を北西方に向けて機関を極微速力前進とした状態で、再び南流の潮流に流されながら釣り糸を手繰って魚を取り込み始めた。

A船は、船長Aが、魚を取り込み終えたのち、船首を北方に向け、機関を使用して潮に立てた状態で停留中、操業している漁船は、同じポイントで停留して釣りをを行い、魚を取り込む場所と、潮上りを行う進路は分かれています、他の漁船の船尾側を通ることにしており、衝突することはないと思われ、潮上りをせずに停留を続け、右舷中央部の舷縁上に、幹系に取り付けられた7～8本の枝系に疑似餌が取り付けられた仕掛けを並べ、本件ポイントで同仕掛けを投入できるよう準備し、潮上りを行う目的で、発進しようとしたところ、09時50分ごろA船の船首部とB船の船尾部とが衝突し、A船の船首船底部がB船の後部甲板に乗り上げた。

船長Aは、A船がB船に乗り上げたことに気づき、すぐに機関を全速力後進としてB船から離れ、B船に横着けして船長Bらの負傷状況を確認し、携帯電話で所属する漁業協同組合を通じて救急車を要請した。

B船は、船長Bほか1人が乗り組み、手釣りによる一本釣り漁を行う目的で、06時00分ごろ亀浦漁港を出港し、孫崎北北西方沖などの漁場で操業後、08時50分ごろ大鳴門橋北方沖の漁場に到着した。

B船は、約15～20隻の漁船が、約10～15mの間隔で操業している中、船長Bが、本件ポイントにおいて、船首を西方に向けて機関を中立運転とし、後部甲板右舷側の1段低くなった場所で、甲板の縁に設置した板に船首方を向いて腰を掛け、左手で遠隔操縦リモコン、スロットルレバー及びクラッチレバーの操作を行い、右手で右舷方の海中に垂らした釣り糸をつかんだ状態で、甲板員Bが、右舷前部甲板に立ち、右舷方の海中に釣り糸を垂らし、他の漁船と約10mの間隔をとり、南流の潮流に流されながら一本釣りを開始し、南方に流されては潮上りをして一本釣りを行うことを繰り返していた。(写真3～5及び図2参照)



写真3 B船



写真4 B船の後部甲板①



写真5 B船の後部甲板②

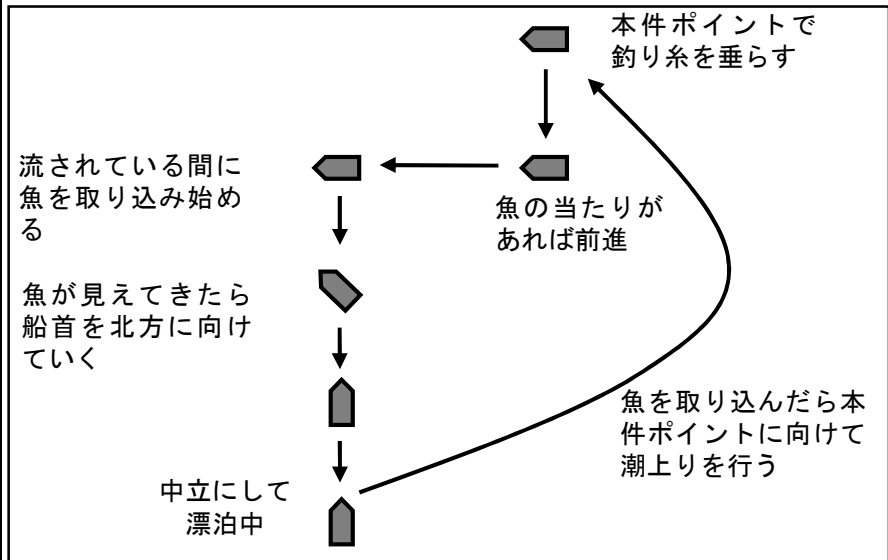


図2 B船の一本釣り漁の状況

B船は、船首を西方に向けて機関を中立運転とし、南流の潮流に流されながら釣り中、船長B及び甲板員Bの釣り糸に魚の当たりがあったので、一旦、機関を前進に入れて西進後、船首を西方に向け、再び機関を中立運転として南流の潮流に流されながら、船長B及び甲板員Bが釣り糸を手繰って魚を取り込み始めた。

B船は、船長Bが、手繰っていた釣り糸の先の海中にいる魚が見え始め、甲板員Bの釣り糸を手繰る状況を確認した上で、もうじき魚が釣り上がると判断し、操業を終え、魚を取り込み終わった下流の船は、上流から流れてくる船が来る前に向きを変えて潮上りを行うことを繰り返しており、衝突することはないと思い、左手で遠隔操縦リモコンを操作して船首を徐々に北方に向け、南流の潮流に流されて漂泊しながら南進中、右舷方を向いて釣り糸を手繰り寄せていたところ、B船の船尾部とA船の船首部とが衝突した。

船長Bは、衝撃を感じるとともに、B船の後部甲板に乗り上がったA船の船体が頭部から背部にかけて当たり、甲板上に倒れ込んだ。

甲板員Bは、船長Bが操船できるような状態でないことを確認し、病院に早く連れていこうと思い、自ら操船して亀浦漁港に帰港した。

船長Bは、救急車で病院に搬送され、第10胸椎椎体骨折と診断された。

	(付図1 事故発生経過概略図 参照)
その他の事項	<p>大鳴門橋北方沖の漁場では、ふだんから多数の漁船が、接近して操業を行っていた。</p> <p>船長Aは、本件ポイントで投入する仕掛けの準備を行っていたので、船首方の見張りがおろそかになっていたと本事故後に思った。</p> <p>B船が投入していた漁具は、全長が約60mで1本の幹糸に7本の枝糸及び疑似餌が取り付けられており、本事故当時、約5mの幹糸が海中に残っていた。</p> <p>船長Bは、右舷方を向いて釣り糸を手繰り寄せていたため、船尾方の見張りがおろそかになっていたと本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり B あり</p> <p>A なし B なし</p> <p>A あり B あり</p> <p>A船は、大鳴門橋北方沖において、約1.5knの南流があり、約15～20隻の漁船が互いに接近して潮上りをしながら操業している中、船首を北方に向け、機関を使用して潮に立てた状態で停留中、船長Aが、魚を取り込む場所と、潮上りを行う進路は分かれていて、他の漁船の船尾側を通ることにしており、衝突することはないと思い、潮上りをせずに本件ポイントで投入する仕掛けの準備を行いながら停留を続けたことから、船首方に接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、約1.5knの南流があり、約15～20隻の漁船が付近で操業している中、大鳴門橋北方沖において、船首を北方に向け、機関を中立運転とした状態で、南流の潮流に流されて漂泊しながら南進中、船長Bが、操業を終え、魚を取り込み終わった下流の船は、上流から流れてくる船が来る前に向きを変えて潮上りを行うことを繰り返しており、衝突することはないと思い、右舷方を向いて釣り糸を手繰り寄せながら南進を続けたことから、船尾方にA船が接近していることに気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、大鳴門橋北方沖において、約1.5knの南流があり、約15～20隻の漁船が互いに接近して潮上りをしながら操業している中、A船が停留中、B船が南流の潮流に流されて漂泊しながら南進中、船長Aが、潮上りをせずに本件ポイントで投入する仕掛けの準備を行いながら停留を続けたため、また、船長Bが、右舷方を向いて釣り糸を手繰り寄せながら南進を続けたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、多くの漁船が接近して操業している海域では、停留中、

	<p>または航行中、周囲に接近する他船がないと思わず、常時適切な見張りを行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漁船が操業する際は、できる限り距離を取って操業を行うことが望ましい。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

